

# 一般事業主行動計画

広島県信用保証協会

平成27年3月24日制定

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を促進するため、全職員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年7日以上とする。

《対策》

毎月各部署において、所属長は部下に取得を促すとともに、年次有給休暇予定表を作成するなどし、休暇取得意識の醸成を図るとともに、休暇を計画的に取得しやすい環境づくりを行う。また、定期的に全体の会議で取得状況の進捗管理を行う。  
計画期間を3期に分け、段階的に取得日数を上げながら、休暇取得意識の浸透に努める。

(第1期)平成27年4月1日～平成28年3月31日 年4日以上取得

(第2期)平成28年4月1日～平成33年3月31日 年5日以上取得

(第3期)平成33年4月1日～平成37年3月31日 年7日以上取得

目標2：所定外労働の削減のため、ノー残業デーを次のとおり設定し、実施する。

●部署毎での実施 月3日以上

●協会全体での一斉実施 年3日以上（部署毎での実施とは別日に実施する。）

《対策》

部署毎での実施については、各部署において実施日を前月末までに計画し、月間行事予定表により職員への周知を図るとともに、定期的に全体の会議で実施状況の進捗管理を行う。  
協会全体での一斉実施については、実施日は全体の会議で決定し、月間行事予定表により職員への周知を図るとともに、実施日後の全体の会議で実施状況の進捗管理を行う。  
計画期間を3期に分け、協会全体での一斉実施日数を段階的に上げながら、所定外労働削減意識の浸透に努める。

(第1期)平成27年4月1日～平成28年3月31日 ・部署毎での実施 月3日以上 ・一斉実施 年1日

(第2期)平成28年4月1日～平成33年3月31日 ・部署毎での実施 月3日以上 ・一斉実施 年2日

(第3期)平成33年4月1日～平成37年3月31日 ・部署毎での実施 月3日以上 ・一斉実施 年3日以上

目標3：男性の子育て目的の休暇の取得促進を図る。

《対策》

子供が生まれる際の休暇が取得しやすい環境づくりのため、子の出生のお知らせ文書において休暇取得について部署での配慮を求める。  
子育て目的(入学式、卒業式、参観日などの行事出席等)のための休暇が取得しやすい環境づくりのため、毎月の年次有給休暇予定表作成時に所属長が取得を促す声掛けを行う。

目標4：育児休業期間及び職場復帰に係る支援に努める。

《対策》

職員から育児休業期間及び職場復帰の際に支援の希望がある場合は、総務課に申し出るように伝え、要請には柔軟に対応することに努める。

【例】 (要望) (対応)  
協会動向の情報提供 → 主要会議資料送付  
自己啓発支援 → 通信教育受講